

## 第4章 施策の推進

### 施策1 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援していくことは極めて重要です。これからの超高齢社会に向けて、高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防に取り組むことにより、健康でいきいきとした生活を維持することができるよう積極的に支援します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にあたっては、高齢者の心身の状態やKDBシステム（国民健康保険中央会が作成した国保連が管理する統計情報や個人の健康に関する情報データベースシステム）のデータ等を踏まえ、関係機関との連携を強化しながら、保健指導や生活機能の向上に向けた支援等を行います。データの利活用にあたっては、個人情報の取り扱いに配慮した環境の整備を進めます。

#### （1）保健事業の推進

##### ■ 現状

- 高齢者の現状としては、長年の生活習慣による健康状態の悪化により、健康に不安を抱えて毎日を過ごしている方が多いのも事実です。また、生活習慣病の悪化による合併症の発症、日常生活活動の低下によるロコモティブシンドローム（運動器症候群）から筋力低下にともなう転倒・骨折など、健康状態の悪化をきっかけに虚弱な状態（フレイル）や介護を要する状態に陥ることが予想されます。
- 特定健康診査や後期高齢者健診と各種がん検診を同時に受診できる総合健診の実施や受診者への行政ポイントの贈与など、受診しやすい環境づくりに取り組んでおり、その効果もあって、特定健康診査・各種がん検診の受診率は、微増もしくは横ばいの状況です。
- 平成27年度より、65歳・70歳を対象とした介護予防健診による筋量測定・体力測定の実施と「見える化」に取り組んでいます。

##### ■ 課題

- 普段の生活の中で人との交流や日常生活活動の低下を防止するための取り組みが必要であり、高齢者の健康レベルに合わせた保健事業を展開し、健康の保持・増進と疾病の悪化の防止を推進していくことが必要です。
- 特定健康診査・各種がん検診の受診率が向上するような新たな取り組みを考える必要があります。
- 高齢期の生活を充実したものとするためには、生きがいを持って生活することが大切です。このため、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自らの健康状態を確認するための行動をとり、健康観に応じた自主的な健康づくり、趣味などの生きがいと健康維持活動を積極的に取り組んでいけるよう支援することも必要となっています。

##### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 市民一人ひとりが壮年期から自分自身の健康状態を正しく理解し、疾病の早期発見と早期治療につながるよう、今後も高齢者の保健事業を推進します。

○健康手帳については、平成 29 年 4 月より厚生労働省のホームページからのダウンロードによる交付となりましたが、市民の利便性を考慮し、今後も引き続き集団健診の会場や窓口で交付し活用を促します。

○生活習慣病の悪化防止に向けて、特定保健指導の実施と重症化予防対策に努めます。

○健康教育については出前講座を行い、多くの市民や高齢者が参加できるよう、関係機関と連携を図り、地域住民自らが継続して健康づくりに取り組めるよう、周知活動を実施していきます。

○特定健康診査や各種検診については、今後も市広報やチラシ、ポスターなどの掲示、電話による受診勧奨など、周知・啓発の工夫を検討し受診率の向上に努めるとともに、各種事業などでの周知・啓発活動や市広報などでの健康意識の啓発を行います。

○地域の健康課題を分析し、ハイリスクアプローチおよびポピュレーションアプローチにより健康教育、健康相談等を行い、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

○高齢者の筋量・体力の「見える化」を継続していく上で、介護予防健診を実施していきます。また、広く、気軽に参加できるような介護予防健診の在り方も検討していきます。

#### ■ 事業概要

事業名	事業概要	担当部署
健康手帳交付	厚生労働省のホームページからのダウンロードによる交付を行います。ただし、希望者には健診受診時や窓口で随時発行します。	健康づくり課
特定健康診査	40～74 歳の国保被保険者を対象に、6 月～12 月の期間で、各医療機関での施設健診に加え、水の郷などで集団健診を実施します。	健康づくり課
特定保健指導	特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群と判定された方を対象に、保健師・管理栄養士が特定保健指導（積極的支援や動機づけ支援）を行います。	健康づくり課
肝炎ウイルス検診	原則、C 型+B 型を基本とし、特定健康診査と同時受診とします。受診料は無料です。	健康づくり課
がん検診	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がんの検診を実施します。市内の保健センターで集団検診や、医療機関での個別検診など、検診によって方法を変えて実施します。	健康づくり課
健康教育	介護が必要でない高齢者の健康維持・増進を図るため、地域に出向き、健康相談や健康教室などを実施します。筋力低下予防や認知症予防を目的としたメニューを実施し、高齢者の多様化するニーズに対応できるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などを講師として実施します。	健康づくり課
健康相談	市役所にて月に 1 回実施します。時間を要したり、プライバシー確保が必要な相談は個別に対応します。また、血圧測定や検尿、栄養指導等については、保健師、栄養士、臨床検査技師などが随時、相談に応じます。	健康づくり課
健康教室	65 歳・70 歳の人を対象に健康教室（介護予防健診）を実施して筋量測定・体力測定を行います。	福祉課

## ■ 事業の目標値

	実績値		見込み 令和2 年度	目標値		
	平成30 年度	令和元 年度		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
健康手帳交付者数（人）	975	296	300	300	300	300
特定健康診査受診率（％）	40.8	39.6	32.0	54.0	57.0	60.0
特定保健指導実施率（％）	50.1	40.4	32.0	55.5	57.5	60.0
肝炎ウイルス検診受診者数（人）	252	309	280	310	320	330
胃がん検診受診者数（人）	1,188	1,188	745	1,190	1,250	1,300
肺がん検診受診者数（人）	1,682	1,755	1,126	1,755	1,800	1,900
大腸がん検診受診者数（人）	2,414	2,544	2,309	2,545	2,600	2,650
子宮頸がん検診受診者数（人）	2,952	2,895	2,363	2,900	2,950	3,000
乳がん検診受診者数（人）	1,025	934	692	1,000	1,100	1,200
前立腺がん検診受診者数（人）	409	447	335	450	500	550
健康教育参加者数（人）	1,860	1,018	547	600	600	600
健康相談参加者数（人）	183	136	80	100	130	150
健康教室（介護予防健診） 参加者数（人）	597	297	※360	400	480	520

※新型コロナ感染予防のため、アンケート方式による実施

## （２）介護予防（地域支援事業）の推進

### ■ 現状

- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、すべての高齢者に対して介護予防の普及啓発を行う「一般介護予防事業」と要支援者、基本チェックリスト該当者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」から構成されます。
- 「一般介護予防事業」では、市内コミュニティセンターや保健福祉センターで介護予防教室を開催しています。また、介護予防対象者の把握を行い、該当者や閉じこもりがちな高齢者宅へ訪問を行いながら、介護予防教室への参加を促したり、在宅での介護予防指導を行っています。
- 「介護予防・生活支援サービス事業」では、介護保険要支援認定者や基本チェックリスト該当者向けに、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスを提供しつつ、市独自の同等のサービス（生活管理指導員派遣事業、シルバー家事応援隊事業、元気が出る学校）も実施しています。

### ■ 課題

- 本市では、要介護状態に陥りやすい後期高齢者（75歳以上）が既に高齢者の半数を超え、さらに増え続けることが見込まれるため、最重点施策として介護予防事業の充実を図っていくことが必要となっています。
- 平成29年4月より要支援認定者の訪問介護、通所介護は、「介護保険の介護予防給付サービス」から「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行しており、多様な生活支援ニーズに対応するために、市が中心となって従来相当のサービスに加え、住民主体による支援なども含めた多様なサービスを創設し、円滑に移行していく必要があります。

- その上で、総合事業を推進するにあたり、多様な通いの場づくりを支える担い手の育成や組織化、住民主体の通いの場づくりに向けた体制整備が課題となっています。
- また、地域包括支援センターにおいて、「介護予防・生活支援サービス事業」対象者の自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが重要となってきます。
- コロナ禍のような新たな感染症拡大により、これまで通りの予防事業が実施できないことも想定されることから、ICT等を活用した自宅でも取り組める事業も研究していく必要があります。

■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 地域全体で高齢者の自立した生活を支援していくことを目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を円滑に実施するための体制整備などに取り組み、介護事業所、シルバー人材センター、NPO、民間事業所など市内の社会資源を最大限に活用し、効果的・効率的かつ持続可能な体制を構築します。
- 65歳・70歳の節目に健康教室を実施する中で、介護予防サポーター養成講座の参加呼びかけを行い、住民主体の多様な通いの場づくりの担い手となる介護予防サポーターの育成・組織化を行います。
- 総合事業メニューについては、地域におけるサービス供給量に差が生じることがないように計画的・総合的な事業展開を図るとともに、より地域の実情や高齢者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう、住民主体の通いの場づくりや生活支援サービスの創出など、多様な事業形態の整備に取り組みます。
- 要支援者の総合事業への円滑な移行に向け、介護予防ケアマネジメントの充実と受け皿となるサービスの創設を推進します。
- 一般介護予防事業については、専門職の積極的な関与の促進や、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。

■ 事業の目標値

単位：か所

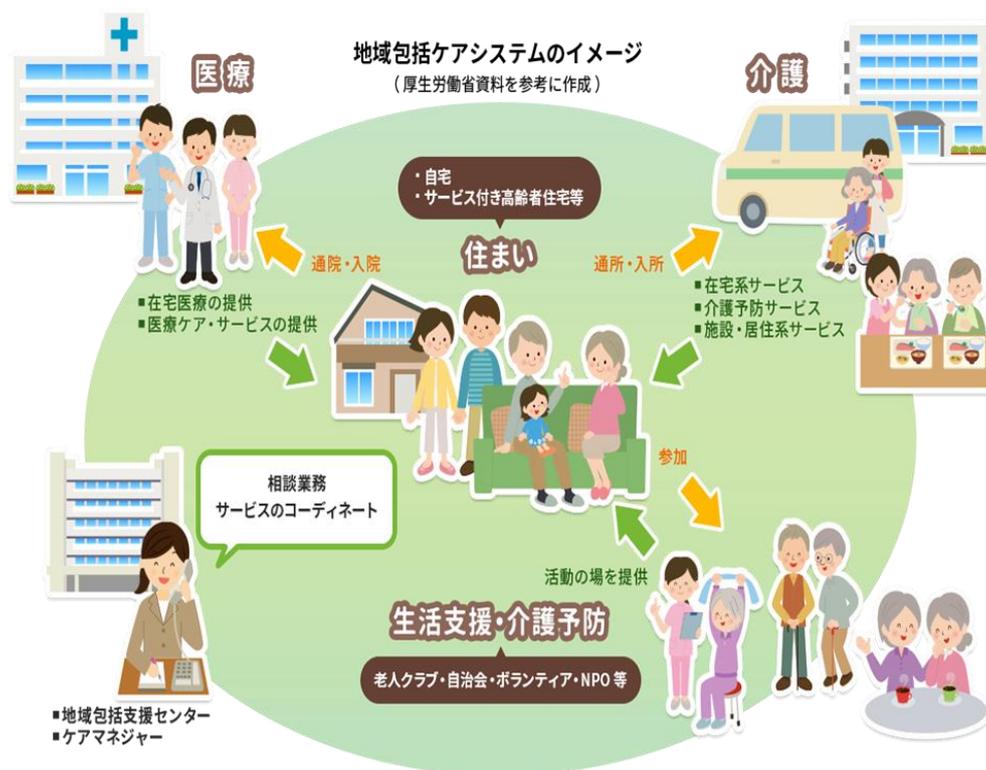
	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防拠点（元気が出る学校）	1	1	1	1	1	1
住民主体ミニデイサービス	0	0	0	1	2	3
地域サロン（地域デイサービス）	16	15	16	16	18	20
地域サロン（自主グループ）	6	11	11	13	15	17

## 施策2 地域包括ケアシステムの推進

国は、団塊の世代の人たちが75歳以上となる令和7年に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの推進を図っています。

そのため、本計画の推進にあたっては、人口減少局面に対応した独自の考え方に基づき、本市のこれまでの地域保健福祉施策を発展させ、庁内横断的な連携・協力のもと、地域住民や多様な社会資源と協働して地域課題の把握・解決を図る仕組みを整備し、自立支援や支え合いのまちづくりをより一層促進します。

また、超高齢社会におけるさまざまな問題に対応するためには、「地域共生社会」を実現していく必要があります。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものであるため、事業者等と連携しながら、その深化・推進に努めます。



## (1) 地域包括支援センターの機能強化

### ■ 現状

- 柳川市地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口としての業務、介護保険要支援認定者のケアプラン作成事業所としての業務を行っています。
- 高齢者の総合相談については、介護、認知症、困窮、虐待など多種にわたり、その解決に向け、専門職が対応、支援を行っています。
- 介護保険要支援認定者のケアプラン作成については、利用者本人や家族の意見を聞き入れながら、最適なケアプランを提供しつつ、在宅生活を支援しています。
- 平成27年度より柳川市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図っています。

### ■ 課題

- 高齢者の相談内容が多様化、複雑化しており、対応する専門職のスキル向上はもちろん、関係機関との連携が必須になっています。
- 特に、虐待案件については、本人のみならず、家族や周囲関係者に「虐待の定義」が十分に浸透していないため、周知、啓発を引き続き行っていく必要があります。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要となっています。本市においても、国が示した地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性に沿って、人員体制の強化、業務内容の見直し、効率的な運営の継続を図ります。
- 「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が地域包括ケアシステムの中核的事业に位置づけられるため、本市においても地域包括支援センターとの連携強化に取り組みます。
- 総合的な相談支援の充実を図るため、関係機関や関係部署などと連携し、連絡会や研修会などを実施します。
- 地域包括支援センター職員の資質の向上を図るとともに、法律関係などの専門機関との連携を深め、助言などを受けやすくします。
- 民生委員児童委員などの地域の関係者との連携を強化するとともに、県との情報交換を密にします。
- 地域包括支援センターが所管する各会議等内の連携を図り、地域包括ケアシステムの推進に結びつけます。
- 国で新たに創設された重層的支援体制整備事業について、市における検討状況を踏まえつつ、当該事業と連携したスムーズな相談支援の実現を目指します。

## ■ 地域包括支援センター所管（事務局）の各会議等の位置づけ

会議名	内容	参集者	個別課題 解決機能	ネット ワーク 構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり・ 資源開発機能	政策形成 機能
地域包括支援 センター運営 協議会	センターの 公正・中立性 の確保と円 滑かつ適正 な運営方針	医療・介護 専門職・有 識者・地域 住民・行政 職					
地域ケア会議 （個別ケース・ 地域課題）	利用者支援	当事者・地域 住民・関係 機関など	対象者が抱 える課題	フォーマルと インフォーマ ルの連携	困難ケース の蓄積	自助・互助 を育む	サービス基盤 整備の事業 化・施策化
主任ケアマネ ジャー連絡協 議会	ケアマネジ ャー支援	主任ケアマ ネジャー	・ケアマネ ジャーが抱 える課題 ・ケース検 討	主任ケアマ ネジャーと ケアマネジ ャーの関係 づくり	困難ケース の蓄積	主任ケアマ ネジャーに 相談できる 体制づくり	市への提案
在宅医療・介護 連携推進会議	介護・医療の 連携に関する 仕組みづく り	医療・介護 専門職・行 政職		介護・医療の ネットワーク	他職種グル ープワーク 研修		地域包括ケ アシステムの 構築
ケアマネジャー 連絡会（※）	ケアマネジ ャー勉強会	市内事業所 のケアマネ ジャー	ケアマネジ ャーが抱え る課題、ケ ース検討	サービス勉 強会			

※ケアマネジャー連絡会は、メンバーとして参加

## （２）在宅医療・介護連携の推進

### ■ 現状

- 在宅医療・介護連携相談員を地域包括支援センター内に配置し、在宅医療、介護に関する相談に対応しています。
- 医療機関、介護事業所ほか専門職で構成する在宅医療・介護連携推進会議において、市の在宅医療と介護をいかにして結びつけていくか、そして、最期まで住み慣れた地域で過ごすための方法を協議しています。また、各団体との連携や顔の見える関係づくりのため、多職種研修や講演会などに事業の企画、実施を行っています。
- 柳川山門医師会が実施している在宅当番医制の定着を図り、日曜・祝日の救急患者への医療体制の整備を図っています。
- 広域における輪番制による初期救急施設からの転送患者の受け入れ体制を整備するため、休日および夜間の医療従事者および救急医療の専門病床の確保を支援しています。
- 終末期も含め、看取りの約8割は医療機関となっています。最期は自宅で看取られたいと考えている高齢者が多いにもかかわらず、介護される側の高齢者自身が家族に迷惑をかけるために言い出せないといったケースのほか、介護する側の家族の介護負担や急変時の対応への不安が大きく、心配であることを理由に最期は医療機関で看取られるといったケースが増えています。

### ■ 課題

- 医療ニーズを併せ持つ高齢者が地域で生活をしていくためには、退院支援、日常の療養支援、急変時などのさまざまな局面において、医療・介護の関係機関が連携して、サービスが切れ目なく適切に提供されることが必要となっています。

○在宅医療と介護が連携することで、自宅での看取りが十分可能となることの認識不足、周知不足が医療機関での看取り増につながっています。高齢者本人の思いを尊重できるような在宅看取りの啓発を広げる必要があります。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○医療と介護をはじめとした多職種間の連携を推進し、医療機関などと介護事業所が情報の共有を図り、多職種協働による24時間365日体制の在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりに向け段階的に取り組みます。

○切れ目のないサービスを提供するため、課題の協議や住民への周知とともに、多職種連携を円滑に行うための関係機関との協力関係づくりを進め、市独自で実施できる体制づくりを進めます。

○救急医療体制を継続するため、柳川山門医師会と連携した体制づくりを進めます。

○保健・医療・福祉・介護などに従事する多職種が日常的に連携できる仕組みを構築し、状態が変化しても適切なサービスが提供できるよう支援します。

○医療・介護にかかわる専門職、多職種の研修を開催し、資質向上を図ります。

○今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、福祉・介護従事者に対する研修会を開催し、福祉や介護の人材育成を図ります。

○終活ノート（エンディングノート）を配布して、本人の延命治療や看取りの考えを事前に家族へ伝える取り組みを図ります。また、在宅医療と介護が連携することで、自宅看取りが可能となることの周知強化を図ります。

### （3）地域ケア会議の充実

#### ■ 現状

○地域包括ケアシステムの推進には、高齢者の実態を把握し、そこから地域課題を抽出し解決していく地域ケア会議が重要となっています。

○医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、ケアマネジャー、介護事業所職員らで構成する自立支援型の地域ケア会議を月1回ペースで実施しています。

○この地域ケア会議では、個別課題解決を図るために地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析などを通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指しています。

#### ■ 課題

○現行の地域ケア会議では、地域ケア会議の5つの機能のうち、個別課題解決機能を除く、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の4つの機能が十分とは言えないため、現行会議を続けながらデータ蓄積を行い、機能を拡充していく必要があります。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○地域ケア会議を定期的で開催しつつ、個別課題を蓄積して、そのデータを検証しながら、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の4つの機能を持たせた多層的な地域ケア会議への構築を図ります。

## (4) 介護予防・生活支援サービスの充実

### ■ 現状

- 平成27年度の介護保険制度の改正により、介護保険要支援認定者の訪問介護、通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へ移行しており、本市は平成29年4月から総合事業を開始しています。
- これまで、要支援認定者に対して介護保険で給付されていた訪問介護と通所介護は、従来通りの内容で総合事業でも給付しています。
- これに加え、要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、上記2つのサービスの「緩和型」、「住民型」、「短期集中型」が提供できるようになり、本市では、訪問介護の緩和型である生活管理指導員派遣事業、シルバー家事応援隊事業を開始しています。また、通所介護の短期集中型として、「元気になる学校」を保健福祉センターで開催しています。
- 通所介護の住民型にまでは至っていませんが、現在、生活支援コーディネーターを中心に、行政区単位で行政区長、民生委員児童委員、有志者による地域サロンを展開しています。

### ■ 課題

- ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加にともない、生活支援の必要性が高まっています。しかし、心身の機能低下があっても自分のニーズに応じた生活支援サービスや通いの場などがあれば、介護保険サービスを利用しなくても住み慣れた地域で生活を継続できる人も多くいます。ただ、地域資源の活用が十分でなく、地域の実情に沿ったサービス提供は十分とは言えません。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 介護予防・生活支援サービスの基盤整備にあたって、支援などが必要な高齢者のさまざまな状態に対応できるよう、市が中心となって民間企業やNPO、地域住民などの活力を活用したきめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築を図るため、多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進します。
- 社会福祉協議会や各関係機関と連携し、地域課題を抽出・解決を図るための協議体（柳川まちづくり研究会）を活用しながら、今後の地域での支え合いを進めるため、市民への啓発を行います。

## (5) 介護人材の確保・育成に向けた取り組みの推進

### ■ 現状

- 少子化の影響などから、全国的に介護人材の不足が問題になっています。本市においても、今後ますます高齢化が進行し、介護が必要な高齢者が増えていく中で、高齢者が必要な介護サービスを受けることができなくなるという事態が予測されます。そのため、これまで以上に介護職員や看護職員、生活相談員などを含めた介護従事者の確保・定着に関する有効な取り組みが必要となっています。
- 介護事業所の職員確保のための市の直接的支援は行っていませんが、予防と介護の住み分けを図り、市では予防に力を入れ、急激な要介護者増加の抑制に努めています。

- また、介護職でなくても担える業務を行う介護予防ボランティア育成に取り組んでいます。本市においては、平成27年度より介護予防ポイント事業を開始しており、市の介護予防教室や介護事業所などでのボランティアとして従事しています。
- ボランティア従事先までの移動手段の問題や受け入れの施設などの確保が十分とは言えないため、登録者全員のニーズに対応できていないのが実情です。
- 自身の介護知識を高め、家族や地域に役立てていただくための介護予防サポーター養成講座を実施しています。

### ■ 課題

- 介護事業所の利用者と職員の均衡を保つ間接的支援として、要介護認定者が急激に増加しないよう、より一層の予防事業・予防啓発をすることが必要です。
- 介護予防ボランティア（介護予防ポイント活動登録者）は、新規登録も伸び悩み、一時期は100名近い登録がありました。継続活動者も減少がみられます。活動登録者増加となる事業の見直しも考えていく必要があると思われます。
- ポイントを貯めることを楽しみながら介護予防ポイント活動を行い、自らの介護予防や社会参加、地域づくりに取り組めるよう、多様な活動の場の提供を図る必要があります。
- 総合事業における「住民主体の通いの場」創設に係る担い手の要として支援、育成していくことが必要となっています。
- 高齢化の進行にともない、高齢者の介護・福祉ニーズは多様化していくため、介護職に限らず、これらに対応できる人材の安定的な確保に加え、資質の向上に努める必要があります。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 高齢者がボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通じて地域貢献を図るとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できるいきいきとした地域社会づくりを推進します。
- ボランティア受け入れ先の拡充と登録者を活用した住民主体型の地域サロンなどの創設に引き続き取り組みます。

### ■ 事業の目標値

単位：人

	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防ポイント活動登録者（新規登録）	10	9	5	10	10	10
介護予防ポイント活動登録者（累計）	84	68	70	80	90	100
介護予防サポーター養成講座受講者数（新規受講）	24	11	8	20	20	20
介護予防サポーター養成講座受講者数（累計）	123	132	138	154	170	186

### 施策3 認知症施策の推進

認知症は自分を含め、周りの家族など誰もがなりうる可能性があります。さらに、今後の高齢化の進行にともない、認知症の人はますます増えていくことが予測されることから、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるような「共生」のまちづくりを目指すとともに、認知症になるのを遅らせる、あるいは認知症になっても進行を緩やかにするという意味での「予防」に向けた取り組みの充実が求められています。

本市においても、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう次の認知症施策を推進します。

#### (1) 認知症の理解を深めるための普及啓発、本人発信支援

##### ■ 現状

- 認知症への理解を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 市内に6か所の認知症カフェを開設し、カフェ運営ボランティア協力のもと、認知症高齢者やその家族、地域住民の交流の場、憩いの場として提供しています。
- 認知症の本人やその家族の不安を少しでも軽くできるように、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかを取りまとめた認知症ケアパス（認知症ガイドブック）を作成し、認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために認知症の人と家族および地域・医療・介護が目標を共有し、それを達成するための連携仕組みづくりを行っています。

##### ■ 課題

- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「理解」と「支援」が不可欠であり、住民と専門職が手を取り合う必要があります。
- 一部ではありますが、認知症である、もしくは疑いがあることを周囲に知られたくないと思っている方もいるため、認知症に対する理解啓発がまだまだ必要です。
- 住民に対する認知症への理解、支援を根気強く啓発していく必要があるとともに、認知症は誰もがなりうるものであることを認識していただき、早期発見、早期治療を促していく必要があります。
- その足がかりとして、認知症サポーター養成講座、認知症カフェを拡充していく必要が求められています。
- そして、認知症高齢者を支援していくためには、支援するための入り口である相談窓口機能を強化していく必要があります。
- 認知症の人やその家族への認知症ケアパスの普及が課題となっています。

##### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- より幅広い世代に認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく支えてもらうために、今後も認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの増設を推進していきます。

- 認知症の相談窓口として、認知症地域支援推進員および認知症初期集中支援チームの周知浸透を図ります。
- 認知症の方の心身の状態に応じた適切な医療、介護サービスの提供の流れを示す認知症ケアパスや医療・介護サービスの情報を認知症の方もしくは家族の方へ提供します。また、地域包括支援センターなどを通じて認知症ケアパスの普及に努めます。
- 認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きられるためには、認知症の人やその家族に対する一方的な支援だけでなく、双方向のやり取りが重要であることから、認知症の人本人の発信の場（本人ミーティング）や家族の発信の場（認知症を抱える家族の会）の開催について検討します。

## ■ 事業の目標値

単位：人

	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター延べ人数 ※累計	8,208	8,990	9,050	9,550	10,000	11,000
認知症キャラバン・メイト 延べ人数	35	37	37	40	40	40

## （2）認知症の人とその家族への支援

### ■ 現状

- 地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応などを実施しています。
- また、平成30年度より、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症での困りごとに対して、サポートドクターを交えながら医療機関受診や介護保険サービス利用などへの初動支援を行っています。
- ボランティアや介護事業所が運営する認知症カフェへの補助を平成28年度より実施しており、令和2年度現在では市内6か所に開設しています。

### ■ 課題

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症は早期に対応する必要があります。しかし、認知症の相談と支援を行う公的窓口について十分に周知が行き届いていないことが考えられます。
- 認知症になった、あるいはもしかすると認知症かもしれないといった場合に、気軽に相談できる機関（認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームなど）があることの周知徹底が必要です。
- 認知症高齢者を介護する家族等への支援として、認知症サポーターの養成、認知症カフェの市内拡充を促進していくことも重要であると考えます。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 高齢化の進展にともない、本市においても認知症高齢者は大幅に増加していくことが予想されます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制構築の推進を図ります。

- 認知症の公的相談窓口である認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの周知を行います。
- 相談を待つだけでなく、認知症のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の情報収集を行い、早期に訪問、早期支援に努めていきます。
- 認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人とその家族の支援の充実を図るとともに、医療機関や介護事業所、地域の支援機関をつなぐネットワークづくりを推進し、認知症対策における地域連携の中心的な役割を担うための体制を強化します。
- 認知症初期集中支援チームにおいては、チームの専門医とかかりつけ医とがタイムリーに情報共有できる体制について検討し、事業の円滑な実施体制づくりを進めます。
- 認知症高齢者やその家族が地域との交流を重ねながら安心して暮らせる土台づくりとして交流の場（認知症カフェ）を拡充および定着させることに努めます。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援へとつなげられるよう、チームオレンジの設置について検討します。

### （３）認知症バリアフリーの推進

#### ■ 現状

- 高齢化社会の進展とともに、認知症は深刻な社会問題となっています。本市でも、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など社会環境の変化により、認知症によるひとり歩き行動などで、高齢者が行方不明になる事案が発生しています。
- このため、平成24年3月に、より多くの団体や人と情報を共有することで、行方不明になった認知症高齢者の早期発見と保護につなげることを目的とした、柳川市高齢者等SOSネットワークを構築しています。現在までに97団体が登録しており、行方不明になった認知症高齢者が出た場合に情報を提供し、早期発見・保護につなげる体制を確立しています。また、筑後地区の12自治体でネットワーク協定を締結し、広域による協力体制も確立しています。
- 実際に行方不明高齢者について、警察から市へ情報提供があった際には、登録団体へメール、FAXを活用して行方不明高齢者の検索に支援をいただいています。また、防災メールシステムなどを活用した配信も行っています。

#### ■ 課題

- 今後は、平常時より地域住民の方が認知症のある方を見守っていく、また、それらしき方を見かけた時には優しく声かけを行い、保護することも重要となってくるため、「SOSネットワーク模擬訓練」の実施に取り組むことが必要となっています。
- 上記の模擬訓練は、平成30年度3校区、令和元年度2校区で実施しましたが、全校区実施には至っていません。
- 認知症バリアフリーのまちづくりを推進するにあたっては、若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた適切な相談や支援を受けることができるよう体制整備を行っていく必要があります。

■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- ネットワーク登録の新規団体を勧誘するとともに、相互の連帯を強化し、行方不明高齢者保護のための情報の一元化に取り組み、速やかな保護と適切な対応を行うためのネットワークの充実を図ります。
- 地域で認知症高齢者を見守ることの重要性を啓発し、地域住民が主体的に行方不明高齢者捜索の模擬訓練を実施できるよう支援をし、将来的にはSOSネットワーク模擬訓練を全19校区で実施できるよう、地区社会福祉協議会などへ訓練の必要性を働きかけます。
- 住民への防災メール登録を啓発します。
- 認知機能が低下してもできることを可能な限り続け、適切な支援が受けられるよう努めます。若年性認知症の人やその家族に対する支援では、県が中核的な役割を担う若年性認知症支援コーディネーターを配置しており、情報の発信や普及啓発活動を行い、早期診断・早期対応へつなぐための体制整備に努めます。

■ 柳川市高齢者等SOSネットワーク登録団体数および利用件数の実績および目標値

	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団体数（団体）	98	98	98	100	105	110
利用件数（件）	5	5	0	3	3	3
認知症高齢者事前登録者数（人）	19	27	18	25	25	25

## 施策4 高齢者などの尊厳が尊重される体制づくり

高齢者が地域において尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

### (1) 虐待防止対策の充実

#### ■ 現状

- 平成18年施行の高齢者虐待防止法により、高齢者に対する虐待の防止および虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する適切な支援についての市町村の責務が明確にされています。
- そこで、地域包括支援センターを市の虐待相談機関として位置づけ、対応にあたっています。
- 虐待に関する周知・啓発を行っており、住民や民生委員児童委員、医療・介護事業所からの相談が増加しています。
- 虐待であるとの認識にズレがあるため、まだ発覚していない虐待案件が相当数ある可能性が高いと思われます。
- 初期対応を行う在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサテライト的機能で配置していますが、あくまで調査権限などは地域包括支援センターとなるため、虐待相談が増えれば地域包括支援センター1か所では対応できなくなる可能性があります。

#### ■ 課題

- 地域包括支援センターが虐待相談機関の窓口であるという周知が、まだ市民へ十分に行き届いていない状況です。また、在宅介護支援センター、地域包括支援センターに来所する場合、高齢者にとっては、車での移動が必要で、公共機関を使っても時間がかかることが課題となっています。
- 高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に重なり合って発生するため、表面上の行為のみにとらわれず、その背景にあるさまざまな要因を探り、状況を正確に把握することが求められています。
- 高齢者だけに限らず、障がいのある人や女性、子どもなどすべての人権はあらゆる場面で最大限に尊重されるべきものです。市民はこのことをしっかりと自覚し、人権に関する正しい知識を身につけて行動することが求められますので、いかに啓発を行っていくのが課題となっています。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 高齢者虐待に関しては、地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、発生予防・早期発見の第一歩となることから、特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、介護保険施設、サービス提供事業者へ的高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。
- さらには、虐待の相談があった時に的確かつ迅速な対応ができるよう体制を整備するとともに、虐待の相談増加に対応して、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

○地域包括支援センターが高齢者や家族、地域における高齢者虐待に関する身近な総合相談窓口であることの周知を広く行い、同センターが有効に活用されるよう、民生委員児童委員、行政区長など、地域の関係者との連携を図ります。

## (2) 権利擁護の充実

### ■ 現状

○認知症高齢者をはじめとした、支援を必要とする方の中には、身体・知的能力などの低下や虐待などによって自分の権利を十分に主張できない、又は的確な意思表示ができないために必要な支援を受けられないなど不利益を被るおそれがある方もおり、人権侵害や虐待の被害者にもなりかねません。

○現在、判断能力が十分ではない人の権利を守る「権利擁護」については、地域包括支援センターの業務として、周知・普及・支援を行っています。

○これまで、地域包括支援センターを中心に地域住民、民生委員児童委員、医療機関、介護事業所と連携し、問題のあるケースの早期発見・早期対応に努めています。

○「権利擁護」の取り組みのひとつとして、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の紹介を行い、社会福祉協議会との連携強化に努めています。

○虐待ケースでは、「成年後見」の市長申し立てを行っています。

### ■ 課題

○判断能力が低下した人たちが、契約、相続、売買などの法律問題に直面した時に、不利益のないように保護し、支援する「成年後見制度」の周知に今後も取り組むことが必要となっています。

○成年後見制度の周知は、民生委員児童委員定例会や包括だよりを通じて広く行っていますが、今後も続けていくことが必要となっています。

○成年後見の手続きの煩雑さが、申請への高いハードルになっていることも考えられます。

○今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていくことが想定されることから、認知症となった場合に、成年後見人がいないと支援が行き詰まる可能性があります。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○権利擁護にかかわるパンフレットの配布や講座の開催など、高齢者の権利擁護に関する法律制度などの普及啓発や相談対応を行い、権利擁護に関する事業の利用促進に努めます。

○社会福祉協議会などの関係団体とも連携を強化し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの広報・普及を図り、判断能力が不十分な認知症高齢者などの権利擁護を実施します。

○成年後見制度は、認知症高齢者などの権利擁護、虐待の発生防止・早期発見を図る上で重要な制度です。市長申し立てによる支援も含め、成年後見制度による支援に積極的に取り組んでいきます。

○認知症や高齢者の虐待ケースの相談の増加にともない、成年後見制度による支援を行うケースの増加が予想されることから、成年後見制度の相談および手続き支援を行う窓口として、中核機関としての権利擁護センター（仮称）の立ち上げを検討していきます。

## 施策5 在宅生活支援サービスの充実

高齢者の多くが、長年住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいます。このため、要介護（要支援）状態となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の心身の状況や生活状況、さらにその家族の状態に合わせたサービスを提供します。

### (1) 在宅生活を支援するサービスの充実

#### ■ 現状

○高齢者の自立した在宅生活を支えるため、要介護認定で「自立」と判定された方や在宅で寝たきり高齢者を介護している方などを対象に、介護保険サービス以外にも閉じこもりの防止、栄養の改善、住宅改修支援など、本市独自のさまざまな在宅福祉サービスを実施しています。特に、核家族化などの家庭環境の変化にともない増加しているひとり暮らし高齢者世帯などに対しては、本人の自立や介護者の負担軽減などを図り、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護予防、生活支援を重視したサービスを提供しています。

#### ■ 課題

○サービスの利用状況をみると、高齢者のいる世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増えているにもかかわらず、利用者数や利用件数がそれほど増えていないことから、市で実施している在宅福祉サービスをきめ細かく周知することが必要となっています。

○在宅での老老介護が増えつつある中、介護保険外での在宅福祉サービスの充実が必要になると考えます。

○公的サービス以外でも民間などが提供しているサービスを把握し、情報を提供していくこともこれからは必要となっています。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○在宅福祉サービスの内容については、市広報および高齢者保健福祉ガイドブックによる周知をはじめとして、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員児童委員、老人クラブなどの各関係団体を通じ、あらゆる機会を活用してサービスの浸透に努めます。また、利用しやすいサービス体系に向けて、社会福祉協議会をはじめとした関係機関との協議を進めます。

○民間などのサービスと整合性を図りながら、幅広いサービスの充実を図ります。

#### ■ 事業概要

事業名	事業概要	担当部署
「食」の自立支援（配食サービス）事業	「食」の確保や栄養の確保を図ります。また、配達時に見守りを兼ねています。 身体機能の低下や心身の障がいなどにより、食事の調理が困難な概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象としています。	福祉課
軽度生活援助事業	草取りや家屋の簡易な修繕などの軽易な日常生活上の援助を行います。 日常生活上の支援を必要とするひとり暮らし高齢者等を対象としています。	福祉課 市シルバー人材センター

事業名	事業概要	担当部署
生活管理指導員派遣事業 (緩和型訪問介護)	介護の必要性はなく、日常生活での支援が必要な高齢者に対して、家事援助(調理、掃除、洗濯、買い物など)を行い、在宅生活を支援します。介護保険の要介護認定により、要支援又は基本チェックリスト該当者で、ひとり暮らしの高齢者等を対象としています。	福祉課 市社会福祉協議会
シルバー家事応援隊事業 (緩和型訪問介護)	同上	福祉課 市シルバー人材センター
地域デイサービス事業	高齢者などの社会的孤立の解消、心身の健康保持および要介護状態の予防ならびに地域の支え合いの体制を推進することを目的に高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的な活動を支援します。	福祉課
生活管理指導短期宿泊事業	体調不良になった時などに、養護老人ホームなどに短期入所して体調の回復などを図ります。要介護状態となるおそれの高い虚弱な高齢者等を対象としています。	福祉課
緊急通報装置整備事業	高齢者の自宅に、緊急時に簡単な操作でコールセンターへ通報する緊急通報装置を設置します。日常生活上の支援を必要とするひとり暮らし高齢者等を対象としています。	福祉課
高齢者生きがい活動支援通所事業	通所により各種のサービスを提供することによって自立生活の助長などを図ります。	福祉課 市社会福祉協議会
寝具類乾燥消毒サービス事業	ひとり暮らし高齢者などの寝具を乾燥消毒して衛生管理をするとともに、日常生活の負担の軽減を図ります。	福祉課 市シルバー人材センター
介護用品給付事業	在宅の寝たきり高齢者などでおむつを必要とする者に対し、紙おむつの給付を行います。	福祉課
介護手当支給事業	在宅にて、寝たきりの高齢者等を介護している方の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者の福祉の増進を図ります。要介護認定で、要介護4・5と認定された高齢者(いずれも6か月以上にわたり継続している者)を在宅にて介護している市民税非課税世帯の方を対象としています。	福祉課
住みよか住宅改造助成事業	身体機能が低下した高齢者や重度の障がいのある人など(以下「高齢者など」という。)が居住する住宅を、高齢者などに配慮した住宅に改造する事業に対して、その費用を一部補助します。住民税および所得税が非課税の世帯で住宅を改造する事業に対して、その費用の一部を補助します。	福祉課
認知症高齢者見守り・検索支援サービス事業	外出中に行方不明になるおそれがある在宅高齢者などに、位置情報システム(GPS機能)を利用した携帯端末機を貸与します。自宅のパソコンや携帯電話から現在位置を認識したり電話で所在地を問い合わせたり、家族に代わり委託業者に現場へ急行してもらうこともできます。	福祉課
福祉収集事業	可燃ごみや不燃物を戸別に収集します。親族や近隣住民の協力を得ることが困難で、所定の場所まで運ぶことが難しい在宅の高齢者や障がいのある人等を対象としています。	廃棄物対策課

## ■ 事業の目標値

	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「食」の自立支援(配食サービス)事業実利用者数(人)	389	389	418	430	440	450
軽度生活援助事業実利用者数(人)	25	24	25	30	30	30
生活管理指導員派遣事業利用者数(人)	15	21	21	25	30	35
シルバー家事応援隊事業利用者数(人)	5	9	11	15	20	25
地域デイサービス事業実施地区数(か所)	16	15	16	16	18	20
生活管理指導短期宿泊事業実利用者数(人)	9	5	2	5	5	5
緊急通報装置整備事業新規件数(件)	35	31	20	25	25	25
高齢者生きがい活動支援通所事業登録者数(人)	47	45	48	50	52	55
寝具類乾燥消毒サービス事業実利用者数(人)	55	56	20	50	55	60
介護用品給付事業実利用者数(人)	213	296	258	270	280	290
介護手当支給事業対象者数(人)	9	7	2	3	4	5
住みよか住宅改造助成事業助成件数(件)	5	3	4	4	4	4
認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業利用者数(人)	3	2	1	2	2	2
福祉収集事業利用件数(世帯)	39	48	40	45	48	50

## (2) 高齢者の居住安定に係る支援

### ■ 現状

○市内には、介護に対応できる高齢者向け施設としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームがあります。

○上記施設の中で、特別養護老人ホームの待機者の総数は、100人以上になっています。

○特別養護老人ホーム以外の施設にも待機者はおられますが、特別養護老人ホームほどの待機者数までには至っていません。ただ今後、特別養護老人ホームの待機者が流入してくる可能性があります。

### ■ 課題

○待機者解消が課題ではありますが、単に施設増設による解消ではなく、待機期間の在宅介護サービスの質を上げ、いかに介護者の負担を軽減していくかを検討する必要があります。

○生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことが重要です。

○ひとり暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、多様な介護ニーズの受け皿となっている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の確保に努める必要があります。

■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○団塊の世代がピークを迎える令和7年以降は高齢者数が減少傾向となることに鑑み、特別養護老人ホームなどへの待機者の解消については、福岡県が策定する高齢者保健福祉計画および福岡県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画に基づいて、今後の福祉施設などの在り方を検討します。

○経済上および環境上の理由により、自宅での生活が困難な高齢者に対応できるよう、近隣市町村と連携を図りながら、養護老人ホームやケアハウスの定員の確保に努めます。

○住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、県や近隣市町村と連携を図りながら、情報を把握することにより、適切な利用につなげていきます。

■ 市内の介護に対応できる高齢者向け施設の定員数（令和3年1月1日現在）

施設種別	施設数	定員	施設種別	施設数	定員
<b>養護老人ホーム</b>	<b>1 か所</b>	<b>50 人</b>	はたち		25 人
柳光園		50 人	ゆうゆうの森		17 人
<b>特別養護老人ホーム</b>	<b>7 か所</b>	<b>402 人</b>	そよかぜ		13 人
ふるさとホーム		100 人	太一		9 人
ありあけ園		42 人	アイリス		10 人
敬和苑		50 人	ひなた		10 人
第二おやさと		50 人	りんごの樹		30 人
エルンテハイム		50 人	<b>介護付き有料老人ホーム</b>	<b>2 か所</b>	<b>86 人</b>
よのもと		60 人	さくらんぼ		30 人
第二敬和苑		50 人	勝雄		56 人
<b>地域密着型特別養護老人ホーム</b>	<b>1 か所</b>	<b>8 人</b>	<b>サービス付き高齢者向け住宅</b>	<b>3 か所</b>	<b>63 人</b>
ありあけ園		8 人	メディケアハウス津留		35 人
<b>介護老人保健施設</b>	<b>3 か所</b>	<b>260 人</b>	和顔施はさま		10 人
水郷苑		100 人	ピオニー		18 人
柳川やすらぎの里		100 人	<b>認知症高齢者グループホーム</b>	<b>10 か所</b>	<b>171 人</b>
シャンティ		60 人	ゆとり庵		18 人
<b>介護医療院</b>	<b>1 か所</b>	<b>29 人</b>	敬和苑		18 人
金子病院		29 人	第二敬和苑		18 人
<b>ケアハウス</b>	<b>2 か所</b>	<b>65 人</b>	まほろば		9 人
敬和苑		15 人	つくだ		18 人
おやさと		50 人	春		18 人
<b>住宅型有料老人ホーム</b>	<b>10 か所</b>	<b>181 人</b>	ほほえみの家		18 人
シニアンハウスやながわ		28 人	桜の木		18 人
生き生き参番館		10 人	合歓の木		18 人
サンホーム柳川		29 人	生き生き参番館		18 人

資料：柳川市作成

## 施策6 生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者が心身ともに健康で生活していけるよう、就労や生涯学習といった生きがいつくりの場・機会の充実を図ります。また、高齢者自身が地域の助け合い・支え合い活動の主体となるような取り組みへの支援も進めます。

### (1) 老人クラブ活動への支援

#### ■ 現状

- 本市では、老人クラブでのスポーツ、社会奉仕などの活動を支援するため、補助金による助成を行っています。
- 地区によっては、会員数減少や会員自身の高齢化により、クラブ自体が休止状態となっています。

#### ■ 課題

- 若い高齢者の入会が少ないことで後継者不足が課題となっています。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 目的や趣味を共有するグループなど的高齢者組織の育成と、地域でのリーダーとなる人材の育成、発掘に努めるとともに、老人クラブなど高齢者組織が取り組む地域社会（コミュニティ）活動の支援を推進します。また、高齢者が自らの経験と知識を地域づくりに活かすことができるよう、社会参加の場・機会づくりを促進します。
- 会員の減少に歯止めをかけるため、若い高齢者の入会を促進します。

### (2) 高齢者の就労支援

#### ■ 現状

- 柳川市シルバー人材センターには約550名の会員が登録され、各々の会員にふさわしい仕事を企業、家庭、団体などから引き受けています。
- 会員の就業機会の拡大のため、従来の請負事業では就業できなかった事業所の従業員と混在した「シルバー派遣事業」を推進しています。
- 独自事業として、手芸同好会の協力のもと柳川まりやさげもんの展示販売やPRを行っています。また、柳川商店街の空き店舗を活用した食堂「つどい」にて食事の提供や弁当の販売のほか、市と連携して空き家の見守りを行っています。

#### ■ 課題

- 就労的活動は、自立支援、介護予防・重度化防止につながる活動であることから、高齢者のいきいきとした生活のためにも、就労支援は重要となっています。
- 植木剪定、除草、清掃などの屋外作業のイメージが強く、子育て支援や空き家管理などの地域密着分野での活動に対し、広くPR周知を図ることが必要です。
- 高齢化や労働力人口の減少の中、人手不足分野や現役世代を支える分野において多様な働き方ができる派遣先の開拓が必要です。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 地域社会の日常生活に応じた臨時的、短期的および軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの事業PRに取り組みます。
- 行政や関係機関の受託事業や女性が活躍できる仕事の拡大、開拓に取り組みます。
- 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

### (3) 生涯学習の充実

#### ■ 現状

- 市民がいつでもどこでも学習できる機会を提供するため、公民館講座の充実、社会教育等関係団体登録の推進、自主成人学級制度を利用した講師謝金の助成を行っています。  
(社会教育団体登録数：令和2年度目標値390件、自主成人学級申請団体数185団体)
- 講座の開設情報や市の出前講座の活用についての情報を提供しています。

#### ■ 課題

- 市民がいつでもどこでも学習できるよう、学習機会の提供、講座に関する情報提供を継続して提供する必要があります。
- 日進月歩で大きく変化する情報化社会に対応した学習機会の提供が必要です。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 高齢者の多くは、さらなる向学心を持って地域で展開している生涯学習の場に参加しています。今後も、高齢者の学習意欲に添えていくための情報提供や支援を充実するとともに、多種多様な自主サークル活動を促進します。
- 生涯学習のニーズについては、自分の余暇を楽しもうとする人、地域課題の解決に取り組もうとする人、知識・技術の習得や資格の取得を目指している人など、多岐にわたっており、高齢者をはじめ、市民が豊かな人生を送れるよう、誰もがその生涯を通じて、学習したい時に学習に取り組める環境づくりを進めます。

### (4) 運動・スポーツなどの交流に接する機会の充実

#### ■ 現状

- 市主催の大会として、グラウンドゴルフ、ペタンク大会を1回ずつ実施しており、参加者数は横ばい状況です。
- ゲートボール人口は年々減少傾向となっています。
- グラウンドゴルフも足が弱くなる(長い距離を歩けない)とペタンク(歩く距離が短い)へと移行していく傾向にあるため、全体的に高年齢化が進んでいます。
- 市老人クラブ連合会は3大スポーツ(ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク)に積極的に取り組んでおり、自身の健康維持向上につながっています。

#### ■ 課題

- グラウンドゴルフ人口が多くなるにつれ、利用場所の確保が困難になっていることが課題となっています。

## ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しみ、健康的な生活を営むことができるよう、多彩なスポーツの導入・開発を図るとともに、年齢や体力などに応じたスポーツ事業を推進し、市民の参加を促進します。
- 現在、市教育委員会および老人クラブを主体とした、3大スポーツ（ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク）や囲碁大会などを実施しており、こうした活動を広く地域住民に周知します。
- 炎天下や雨の日など天候に左右されないニュースポーツについて、スポーツ推進委員などを通じ周知を図ります。

## （5）移動手段の確保

### ■ 現状

- コミュニティバス「べにばな号」は、市民が買い物や通院などの日常生活を送る上で必要な生活の足を確保することを主な目的として市内を9ルートで巡回運行しています。
- 令和元年度利用者数は22,295人で、利用者のほとんどが高齢者となっています。

### ■ 課題

- ルートによっては週あたりの運行日数が他のルートと異なっているところがあり、地域によって差がある状況です。
- 利用が少ないバス停があり、運行時間を短縮させるため、撤去を検討する必要があります。

## ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- コミュニティバス「べにばな号」の利便性を向上させるため、バス停の設置・撤去による適正配置、ルートの再編や待合環境の整備等を行っていきます。

## （6）ボランティア活動の促進

### ■ 現状

- ボランティア活動者の発掘、育成事業を一体的に進めるために、ボランティアセンター事業を柳川市社会福祉協議会に委託し、さまざまなボランティア活動の支援に努めています。
- 柳川市社会福祉協議会では、独自事業としてボランティア入門講座などを開催し、市民のボランティア活動の養成を行っています。また、柳川市ボランティア連絡協議会では、ボランティア団体や個人ボランティア間の情報交換や相互の交流を深めています。

### ■ 課題

- ボランティアに興味のある市民は多いものの、自分がやりたいと思う活動内容や時間帯、価値観が合わず、活動に結びつかないことが課題となっています。
- ボランティア活動者を養成するためにボランティア入門講座などを企画していますが、参加者が伸び悩んでいることが課題となっています。
- ボランティア連絡協議会では、ボランティア間の情報交換や相互交流は概ね達成できているものの、会員数が増えていないことが課題となっています。

■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 地域で活動するボランティアの育成やボランティア活動を充実させるため、柳川市社会福祉協議会やボランティアセンター、ボランティア連絡協議会との連携の強化を図り、住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るための啓発活動を行います。
- 高齢化がますます進むことが想定されることから、高齢者支援や障がい者支援という福祉分野で活動する人材の発掘・育成や、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制などのシステムづくりに努めるとともに、地域に密着したボランティア活動を支援します。

## 施策7 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で生活できるよう努めるとともに、交通安全や防災、感染症対策などの施策においても充実を図ります。

### (1) 人にやさしいまちづくりの推進

#### ■ 現状

○福岡県福祉のまちづくり条例およびバリアフリー法に基づいて整備が進められています。

#### ■ 課題

○市の公共施設に限らず、民間が整備する施設についても、福岡県福祉のまちづくり条例およびバリアフリー法の周知を行い、整備を継続していくことが必要です。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○高齢者や障がいのある人など、誰にでもやさしいまちづくりを推進するため、各種施策・事業においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、民間企業や市民への啓発にも努めます。

○また、高齢者が気軽に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、今後も公共施設や歩道などのバリアフリー化を推進します。

○今後も人にやさしいまちづくりを継続して推進します。

### (2) 安心・安全な暮らしの向上

#### ① 防犯・交通安全対策

#### ■ 現状

○防犯活動については、市民、警察、行政などを中心に「安全・安心まちづくり推進協議会」が組織され、各地域で安全・安心パトロールによる見回り活動が行われています。さらに、柳川警察署と連携して、振り込め詐欺や悪徳商法などに注意するよう広報などでの呼びかけを行っています。

令和元年度実績は以下のとおりです。

- ・街頭啓発キャンペーン：毎月 15 日
- ・犯罪発生率：0.469
- ・人身事故発生件数：300 件

#### ■ 課題

○防犯や交通安全対策を継続して実施する必要があります。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○安全・安心パトロールによる見回り活動や、悪質商法の手口や対処法の周知を図ります。

○行政区や老人クラブなどを対象に出前講座を開催し、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組みます。

○交通安全活動については、高齢者が被害者あるいは加害者になることを未然に防ぐため、関係機関などとの連携強化に引き続き努めます。

- このほか、安全な歩行空間の確保を考慮した道路整備に努めます。
- 犯罪発生率・人身事故発生件数ともに昨年度に比べ減少傾向にありますが、街頭啓発キャンペーンは継続します。

## ② 防災対策

### ■ 現状

- 避難行動要支援者個別計画作成率は25.1%となっています。
- 福祉避難所として民間施設14施設と協定を締結しています。

### ■ 課題

- 避難行動要支援者個別計画の作成、福祉避難所の整備を継続して進める必要があります。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 災害時では、避難行動要支援者が犠牲となるケースが多く見受けられることから、「柳川市地域防災計画」に基づき、施設・組織体制・防災基盤の整備など避難行動要支援者の安全確保・実態把握に努めます。
- 大規模災害時に避難行動要支援者などの受け入れが可能となるように、社会福祉施設などと避難所確保のための協定締結を推進します。
- このほか、福祉施設との連携による福祉避難所の設置や、行政区長をはじめ地域住民や民生委員児童委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような自主防災組織を目的とした避難支援体制の構築を図ります。
- 避難行動要支援者の個別計画作成率の向上に努めます。

## ③ 感染症対策

### ■ 現状

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会不安が増大しているという現状があります。

### ■ 課題

- 市民に対する感染症予防をより一層推進していく必要があります。
- 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要となります。

### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 予防接種の実施、接種勧奨に努めるとともに、市民に対し「新しい生活様式」の日常生活への取り入れを促進していきます。
- 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、介護事業所等に対し、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを確認します。
- 感染症対策の周知について、国や県から提供される感染症最新情報に加え、介護事業所等がすぐに対応できる資料等を情報提供し、活用を促します。
- 介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、保健所が実施する感染症研修会への連携・協力を行います。

### (3) 高齢者等見守りネットワークの構築

#### ① ひとり暮らし高齢者等の見守り

##### ■ 現状

○現在、ひとり暮らしの高齢者などの見守りについては、地区社会福祉協議会、行政区長、民生委員児童委員、老人クラブなどにより行われています。しかし、これらの見守りの多くは、それぞれの団体の独自性に任せているため、十分な連携が図れていない状況にあります。

○「見守りネットふくおか」の取り組みとして、家庭を訪ねる機会が多い事業者と協定を結び、ひとり暮らし高齢者などの異変に気づいた時に市へ通報をしてもらう体制をとっています。

##### ■ 課題

○市内 19 小学校区にそれぞれで組織され、地域の実情にも詳しい地区社会福祉協議会において、各団体と連携をとりながら、見守りの充実を図ることが必要となっています。

##### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地区内の要援護者支援に取り組む地区社会福祉協議会と連携し、行政区長、民生委員児童委員、老人クラブなど、地域住民を主体とした日常的な見守り体制づくりに取り組みます。

○市社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、保健・医療・福祉の関係機関と連携しネットワークの整備を図るとともに、市が協定を結んだ見守り事業者の拡大を図るなど、高齢者の見守りにかかわる関係者間の連携による重層的なネットワークづくりを推進します。

○SOSネットワーク模擬訓練を通じて、高齢者の見守りを地域で担う活動を啓発していくため、各校区での実施に努めます。

##### ■ 見守りネットふくおか通報件数

単位：件

	実績値		見込み
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
通報件数	0	0	0
うち問題なし	0	0	0

#### ② 孤独死や高齢者の所在不明などへの対応

##### ■ 現状

○少子高齢化の急速な進展や人口構造の変化にともない、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、家庭や地域での高齢者を支える機能や活力が低下しており、近年では孤独死や高齢者の所在不明などの問題が顕著化しています。

○そのため、民生委員児童委員、在宅介護支援センターなどによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の訪問を実施しています。

○また、地域のつながりを再構築するために、高齢者が集える場として「地域サロン」を住民主体で立ち上げる支援を行い、地域住民同士で顔をつき合わせながら社会的孤立の解消を少しずつ進めています。

- ひとり暮らし、高齢者のみ世帯への緊急通報装置の有償レンタルによる24時間体制のコールセンターにおける緊急時の対応や定期的な安否確認を実施しています。
- 認知症高齢者の行方不明などへの対応として、SOSネットワークの構築と迅速な対応を行っています。
- 認知症になっても地域が見守り、安心して暮らせる地域となれるよう、認知症高齢者が行方不明となった場合を想定した捜索・声かけ模擬訓練を実施しています。

#### ■ 課題

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯に加え、家族と同居していても日中はひとりであったり、もともと近所づきあいが希薄であったために孤立している高齢者の見守りをどう強化していくのか、民生委員児童委員、在宅介護支援センターなどの見守りだけでは限界があり、住民同士の顔が見える関係を地域内に広げていくことが課題となっています。

#### ■ 令和3年度～令和5年度の取り組み方針

- 高齢者の孤独死や高齢者の所在不明などへの対応の充実に努めるため、地域一体となった見守り活動などの取り組みができるよう組織の充実を図ります。
- 「向こう三軒両隣」の精神を地域に再び根づかせることに努めます。
- 地域の誰もが集える場を創設し、住民同士の顔が見える関係づくりを通して、孤立化を解消していきます。

## 施策8 計画の推進体制

### (1) 計画の推進

#### ① 市の推進体制

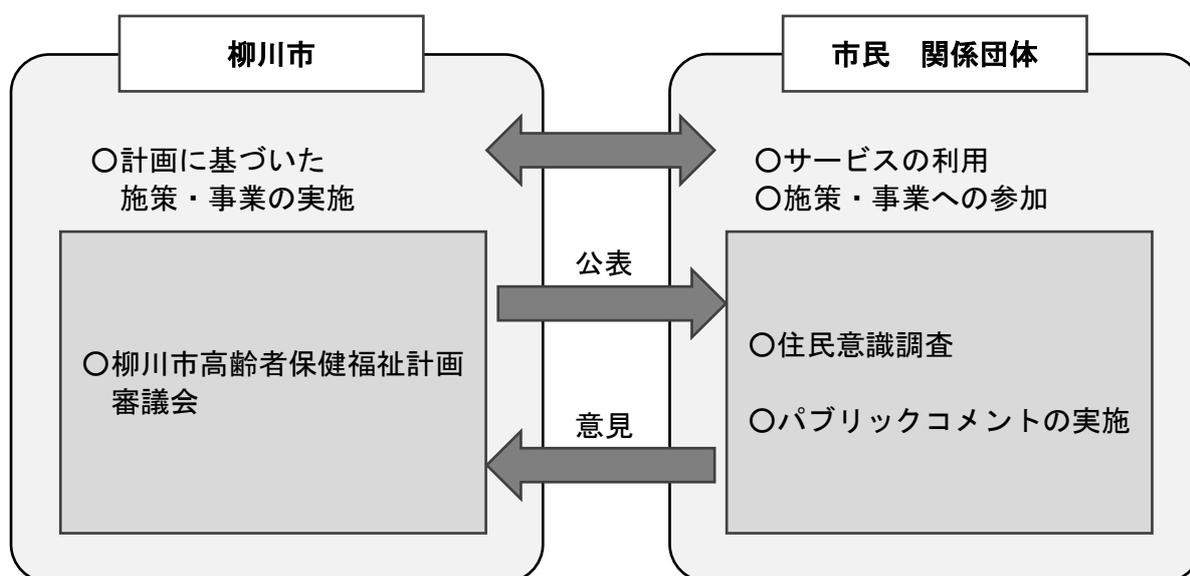
本市における高齢者を対象とした施策にかかわるすべての部署が相互に連携し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進することにより、高齢者の安心・安全な暮らしの継続に貢献できると考えます。このため、施策をより効果的・効率的に推進できるよう関係部署との連携を図ってきました。

計画策定後も本計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、場合によっては方向性の見直しなども検討します。

#### ② 市民参加による推進体制

本計画を策定するにあたっては、令和3年3月1日から3月12日までパブリックコメント（意見提出手続き）を実施し、さまざまな意見を取り入れました。今後も計画に基づき、各施策を円滑に推進していくために、市民や市社会福祉協議会、行政区長、老人クラブ、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティアなどの関係団体との意見交換を行います。

市と市民協働による計画策定および計画推進の流れ



## (2) 計画の進行管理

本計画の着実な推進を通して、本計画の基本理念である「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち 柳川」を達成するためには、各施策において設定した数値目標について、年間の達成状況ならびに進捗状況を定期的にモニタリングして、必要に応じて事業の見直しを行うPDCAサイクルの構築が必要です。

また、期間半ばを目途に関係部署と計画推進状況を確認しながら、着実な計画推進体制を構築します。

